

選定方法を非公募とした理由

札幌エルプラザ公共4施設については、下記のとおり「指定管理者制度に関する運用ガイドライン」に定める以下の非公募区分のうち、札幌市男女共同参画センター、札幌市市民活動サポートセンター及び札幌市環境プラザが非公募区分1-(2)及び2-(1)に、札幌市消費者センターが非公募区分1-(5)に該当するため、同施設の次期指定管理者を非公募とする。

1 非公募区分1-(2)に該当

- 1 一定の期間毎に公募することで、当該施設の設置目的又は制度目的の達成に支障が生じる施設
- (2) 施設の運営管理にあたり、長期的な視野に立った継続的な事業運営や人材育成、ノウハウの蓄積などを特に必要とし、現在の管理運営団体により良好な運営が行なわれている限りは、指定管理者の変更に馴染まない場合

【具体的理由】

- ・ 各施設の設置目的及び事業内容から
(札幌市男女共同参画センター)

札幌市男女共同参画センターの設置目的である「男女共同参画社会の実現」に向けた取組や環境整備、意識改革などは短期的に達成できるものではないことから、同センター事業は長期的な視野に立った継続的な取組や、一定以上の知識・ノウハウの蓄積、継続的な人材育成が不可欠である。

これまで同センターでは、複数年にわたり男女共同参画の普及啓発に係るワークショップの内容や実践手法についての調査・研究を通して、ノウハウを蓄積してきているところであり、また、ワークショップを実践するファシリテーターとして同センター職員の人材育成も行ってきている。

その結果、各種講座やイベントにおいて若年者や男性など、幅広い層の参加者が増加しているほか、利用者アンケート等での利用者満足度も高い水準で維持されている。今後も同センターの設置目的を達成するためには、これまでの調査・研究、人材育成の成果を活用しながら、女性の社会参加に向けた取組や地域、企業などにおける出張講座などの普及啓発事業を今後も長期的な視点で計画的かつ継続的に実施するとともに、実践と検証の繰り返しによって、より効果的・積極的な事業へと発展させていくことが必要である。

(札幌市市民活動サポートセンター)

札幌市市民活動サポートセンターは、「市民活動の総合的な促進を図ることにより、活力ある地域社会の実現に寄与する」ため、「市民の主体的な活動への理解の促進と参加者の拡大」、及び「市民活動の充実やネットワーク形成への支援」を行うことを目的としている。

これらの目的は、短期間で達成されるものではなく、長期的な視野に立った継続的な事業運営が必要となる。また、事業を担う人材についても、一定以上のファシリテート、コンサルタント及びコーディネートなどの知識や能力の形成が不可欠であり、一貫した人材育成が求められる。

同センターでは、市民団体の長期的な育成支援や活動促進の視点から、窓口でのきめ細かな相談支援業務を行っており、従前の市民活動の実践者による相談業務を行っているほか、平成 26 年度からは税理士による税務会計相談、平成 28 年度からは弁護士による法律相談を始めなど、さまざまな相談ニーズに対応する体制を確立している。また、札幌駅前地下歩行空間を活用した市民活動団体の PR 事業を行うなど、市民活動への理解促進に向けた取り組みを行っており、この3年間でセンター登録団体数が 2,280 団体から 2,653 団体へ増加するなどの成果を上げている。さらに、会計・税務やファンドレイジングなど幅広いテーマを設定した人材育成のための講座のほか、「しみサポカフェ」など団体相互の交流事業も行い、多数の市民、団体に利用されている。加えて、人材育成についても、窓口での継続した相談支援業務や定期的な研修等により職員のスキルアップ、ノウハウ蓄積に努めている。

以上のことから、現在、当該団体により良好な施設運営がなされていると認められ、将来を見据え、的確に市民活動への理解促進や活動の活性化を図るためには、今後も、同団体において、これまで培ってきたノウハウや人材を活用しながら、事業を継続、発展させていくことが必要である。

(札幌市環境プラザ)

札幌市環境プラザは、「環境に優しい社会を創造し、地球環境の保全に貢献していくため、環境の保全に関する活動の総合的な拠点施設」となることを目的としている。

この目的は、短期間で達成されるものではなく、長期的な視野に立った継続的な事業運営が必要となる。また、事業を担う人材についても、環境活動団体への支援や教育機関への学習支援、児童・生徒への学習機会の提供、その他市民や事業者などからの問い合わせや相談への対応など、一定以上の知識や能力の形成が不可欠であり、一貫した人材育成が求められる。

同プラザでは、土曜日ワークショップや見学ツアー、出前事業などの「学び」を支援し、教材の貸し出しや活動場所の提供などで、環境団体を「支える」ほか、環境保全アドバイザー・環境教育リーダーの講師派遣制度により、情報と人、人と人、環境と人を「つなぐ」手伝いをするなど、各種事業に取り組んでおり、利用者数も年々増えている。今後も、同プラザの設置目的を達成するためには、これまでのノウハウや人材育成の成果を活用しながら、環境に興味・関心を持つきっかけづくりをし、環境問題の解決に向け、長期的な視点で、計画的かつ継続的に実施し、実践と検証の繰り返しにより、より効果的で有益な事業に発展させていく必要がある。

- ・ 現在の管理運営状況から

現在の管理運営団体である公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会(以下「活動協会」という。)は、青少年の健全育成と青少年女性の社会参加の促進を図ることを目的とする法人として昭和 55 年に設立された団体であり、グループワークについての職員研修、サークル活動支援、サークルリーダー育成、職業的自立へのサポート及び野外活動支援など、多種多様な活動への支援及び人材の育成に関する知識・ノウハウ・技術に関する豊富な蓄積がある。

これまでの札幌エルプラザ4施設管理業務においては、上記のような活動協会ならではの知識・技術を活用して女性の社会参加へ向けた講座やワークショップ、市民活動の充実に向けた支援、各種相談事業、環境保全に係る講座や講師派遣事業等を効果的、かつ、きめ細かに実施するなど、良好な運営が行われている。また、施設の利用者数及び、貸室利用率についても高い水準を維持している。

2 非公募区分2-(1)に該当

2 包括的に管理権限を委任することから、本市が一定の関与を行なう団体でなければ、当該施設の設置目的又は制度目的の達成に支障が生じる施設

(1) 施設における事業内容の企画立案等を本市と指定管理者とが一体となつて行う必要があるなど、本市の指定管理者への継続的・積極的な関与を特に必要とする場合

【具体的理由】

- ・ 各施設の設置目的・事業内容から

(札幌市男女共同参画センター)

札幌市男女共同参画センターは、札幌市男女共同参画推進条例及び札幌市男女共同参画センター条例に基づき男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設として設置した施設であり、同センターの管理運営においては上記2条例のほか、男女共同参画さっぽろプラン(基本計画)や、国(内閣府)の基本計画などに基づき実施する必要がある。

このため、同センターにおける事業計画の企画立案においては、各年度の重点項目や達成目標、個々の事業内容などを本市と指定管理者が協議の上で計画を策定しており、事業の実施においても常に関与してきたところである。今後も同センターの設置目的の達成に向けては、このような指定管理者への継続的・積極的な関与が必要であるため、これまでの事業の実績と信頼性があり、本市との協働関係が構築されている活動協会でなければ、当該施設の設置目的の達成に支障が生じる。

(市民活動サポートセンター)

市民活動サポートセンターは、札幌市市民活動サポートセンター条例により、市民活動の総合的な促進を図ることにより、活力ある地域社会の実現に寄与するため、市民まちづくり活動促進のための拠点として設置した施設であり、同センターの管理運営においては同条例のほか、札幌市市民まちづくり活動促進条例及び札幌市市民まちづくり活動促進基本計画に基づき実施する必要がある。

特に、基本計画については、平成26年度に第2期計画を策定しているが、次期指定管理期間である平成30年度には当該計画の見直しが予定されていることから、過去の課題を考慮しながら本市と一体となつて新たな計画の推進に向け、より効果的に取組を進めていくことが求められる。

これまで、同センターの事業計画の企画立案には、条例や基本計画に基づき、市が積極的に関与を行ってきており、市民まちづくり活動の促進に向け、お互いに緊密に協働する体制が出来ているところである。

加えて、現在の管理運営団体は、相談支援業務をはじめ様々な事業を通して、市民活動団体の育成・支援に必要な知識やノウハウを蓄積しており、新たな基本計画での各種取組・事業にも迅速かつ効果的に対応できると期待できる。

以上のことから、今後も本市と指定管理者が一体となつて事業内容を企画立案し、これを効果的に実施することが不可欠であり、これまでの事業実績と信頼性があり、本市との協働関係が構築されている活動協会でなければ、当該施設の設置目的の達成に支障が生じる。

(札幌市環境プラザ)

札幌市環境プラザは、札幌市環境プラザ条例に基づき、環境に優しい社会を創造し、地球環境の保全に貢献していくために、環境の保全に関する活動の総合的な拠点となることを目的として設置した施設である。同プラザの管理運営は、条例のほか、札幌市環境基本計画や札幌市環境教育基本方針などに基づき行う必要がある。このため、同プラザにおける事業計画の企画立案は、各年度の達成目標、個々の事業内容などを本市と指定管理者が協議の上、計画を策定しており、事業の実施においても、常に関与してきたところである。

今後も同プラザの設置目的の達成に向けては、このような指定管理者への継続的・積極的な関与が必要であるため、これまでの事業の実績と信頼性があり、本市との協働関係が構築されている活動協会でなければ、当該施設の設置目的の達成に支障が生じる。

3 非公募区分1-(5)に該当

- 1 一定の期間毎に公募することで、当該施設の設置目的又は制度目的の達成に支障が生じる施設
- (5) 他の施設との一体的管理が必要な場合

【具体的理由】

(札幌市消費者センター)

札幌エルプラザ公共4施設は、複合施設として整備されたものであることから、平成15年の供用開始当初から建築物等の維持管理など各施設共通業務の一元的な処理、札幌エルプラザ公共4施設に関連する図書・行政資料・視聴覚資料等の収集、市民への閲覧・貸出などの業務を一元的に行うための情報センターの共同設置などを行っている。

平成18年度からの指定管理者制度導入に当たっても、民間ノウハウを活用し、各施設の業務を効果的に実施するとともに、複合施設としての利点を生かし、業務の一元化や共通化をさらに進め、各施設間の緊密な連携による相乗効果を発揮し、さらなる業務の効率化と利用者満足度の向上を図るため、札幌エルプラザ公共4施設一括での指定処分としており、総合窓口運営業務や情報センターの管理運営、札幌エルプラザ公共4施設合同行事などを行っている。

札幌エルプラザ公共4施設の管理運営を効率的・効果的に行うためには、札幌エルプラザ公共4施設の一体的管理は欠かせない要件となっているため、次期指定管理者についても、札幌エルプラザ公共4施設一括で指定することとする。

札幌エルプラザ公共4施設のうち、札幌市男女共同参画センター、札幌市市民活動サポートセンター及び札幌市環境プラザについては、上述のとおり「指定管理者制度に関する運用ガイドライン」に定める非公募区分1-(2)及び2-(1)に該当することから、これらの指定手続を非公募によることができる3施設と一体的に管理する必要がある札幌市消費者センターについては非公募区分1-(5)に該当する。

以上のことから、札幌エルプラザ公共4施設の指定更新にあたっては、現在の指定管理者である公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会に対し、非公募により申込みを求めることとした。